

シーメンス独自の ECCN コードの表記について

シーメンス株式会社

米国輸出管理規則（EAR）で規定される ECCN コードについては、一部にシーメンス独自のコードが含まれていますので以下のとおり補足記載します。

EAR99H

EAR の対象であるが、CCL に明示的に記載されていないハードウェア製品。

EAR99S

EAR の対象であるが、CCL に明示的に記載されていないソフトウェア製品。

EAR99T

EAR の対象であるが、CCL に明示的に記載されていないテクノロジー製品。

EAR99APP

1995 年 5 月以降に N（非該当）以外の ECCN から EAR99 へ再分類された、EAR の対象となる品目（ハードウェア、ソフトウェア、またはテクノロジー）

9N9999

品目そのものは米国原産品ではないが、以下の条件を双方満たす。

- ・品目に対する US 製品の組込比率が 10% 以上であるもの。
- ・品目に対する CCL 上でのリスト規制品の組込比率が 25% 未満であるもの。

以上